

町立幼稚園を利用のお子さん

●月額利用料が無償化されます。(利用料無償化に関する手続きは必要ありません)

●教材費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

●預かり保育の無償化について(新2号)

預かり保育の無償化の対象となるには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。月額利用料に加え、預かり保育の利用日数に応じ、**最大月額11,300円までの範囲**で預かり保育の利用料が無償化されます。

※「**保育の必要性の認定**」については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)が必要となります。新2号認定の申請で不明な点については、直接幼稚園又は学校教育課にご連絡ください。

問い合わせ先：学校教育係 TEL092-947-1360